

筑西広域市町村圏事務組合例規集の改版に伴う関係条例の用字用語等の統一及び整理に関する条例

平成 16 年 3 月 31 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、筑西広域市町村圏事務組合例規集の改版に伴い筑西広域市町村圏事務組合条例(以下「条例」という。)について、用字、用語、形式等を統一し、整理することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用字、用語等の統一)

第 2 条 条例に用いている用字、用語及び送り仮名の付け方については、次の各号に掲げる基準に基づき改めるものとする。

- (1) 常用漢字表(昭和 56 年内閣告示第 1 号)
- (2) 現代仮名遣い(昭和 61 年内閣告示第 1 号)
- (3) 送り仮名の付け方(昭和 48 年内閣告示第 2 号)
- (4) 法令における漢字使用等について(昭和 56 年内閣法制局総発第 141 号)
- (5) 法令用語改正要領の一部改正について(昭和 56 年内閣法制局総発第 142 号)

2 条例に用いている拗音及び促音の表記は、法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について(昭和 63 年内閣法制局総発第 125 号)に基づき、小書きとする。

(その他の措置)

第 3 条 前条に定めるもののほか、用字、用語、形式等の統一及び整理を必要とする条例については、その内容に変更を生じさせない範囲において、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 句読点の整理を行うこと。
- (2) 見出しの整備を行うこと。
- (3) 法令、条例等の引用規定の整備を行うこと。
- (4) 別表、表及び様式に関係条項がないものに関係条項を付すこと。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか用字、用語、形式等の統一及び整理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日において存する条例(廃止条例及び効力を有しない条例を除く。)について適用する。